おもてなし広場フードコート等整備建設工事（機械設備）

工事設計図

平成２９年　３月（全１５枚）

工事場所：新潟県西蒲原郡弥彦村字高稲場1121番地
建物概要：飲食店・喫茶店・土産店・そば道場

建　物　名　称	構　造	階　数	延べ面積（㎡）	消防令別表第一	備　考
2.飲食面積：5433.69㎡	木　造	地上１階	306.39	(3)ロ項・(4)項	

仕　様　書

Ⅰ．共通仕様

１．本共通仕様及び特記仕様に記載されていない事項は、次による。
　新築及び増築に係る機械設備工事においては、「国土交通省大臣官房官庁営繕部監修　公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）平成２５年版」（以下「標仕」という。）及び「国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修　共公共築設備工事標準図（機械設備工事編）平成２５年版」（以下「標準図」という。）による。
　改修に係る機械設備工事においては、「国土交通省大臣官房官庁営繕部監修　公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）平成２５年版」（以下「改修標仕」という。）及び標準図による。ただし、改修標仕に記載されていない事項は標仕による。
２．標仕及び改修標仕に用いられている用語を次のとおり読み替える。
　（１）「工事請負契約書」を「新潟県財務規則（昭和57年3月1日新潟県規則第10号）別記（第78条関係）建設工事請負基準約款（以下「約款」という。）」に読み替える。
　（２）「監督職員」を「監督員」に読み替える。
３．次の各号に該当する標仕及び改修標仕の項目について、標仕及び改修標仕の規定を別表に置き換えて適用する。
　（以下[ ]内は、改修標仕の項目を表示する。）
　（１）第１編　第１章　１．１．２[１．１．２]　用語の定義の（１）（１３）及び（１９）
　（２）　〃　　１．４．２[１．４．２]　機材の品質等の（ａ）　及び（ｃ）
　（３）　〃　　１．４．５[１．４．５]　機材の検査等の（ａ）
　（４）　〃　　１．６．１[１．７．１]　工事検査の（ｂ）及び（ｄ）
４．標仕及び改修標仕の次の項目の規定は適用しない。
　（１）第１編　第１章　１．１．２[１．１．２]　用語の定義の（２０）
　（２）　〃　　１．６．２[１．７．２]　技術検査

＜別　表＞

号	項　　目	置　き　換　え　後　の　共　通　仕　様　の　規　定
	第１編　一般共通事項 第１章　一般事項	
（１）	１．１．２ [１．１．２] 用語の定義	（１）　「監督員」とは、約款第10条の規定により受注者に通知された者をいう。 （１３）　「書面」とは発行年月日が記載され、署名又は捺印した文書、及び新潟県CALSシステム上で電子決裁処理された電磁的記録をいう。 （１９）　「工事検査」とは、約款に規定する次の各事項の確認をするために発注者又は検査職員が行う検査をいい、工事の施工体制、施工状況、出来形、品質及び出来ばえの検査（ただし、②に係る検査を除く。）を含む。 ①　工事の完成（約款第32条） ②　部分払の請求に係る出来形部分又は部分払指定工事材料等（約款第38条） ③　部分引渡しの指定部分に係る工事の完成（約款第39条） ④　契約の解除時における出来形部分（約款第48条） ⑤　必要があると認めたときの臨時検査（約款第50条）
（２）	１．４．２ [１．４．２] 機材の品質等	（ａ）　工事に使用する機材は、「建築材料・設備機材等品質性能評価事業　設備機材等評価名簿（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）」（契約時の最新版）の名簿に記載されている品目については、当該名簿に記載されている材料又は製造所の製品とするほか、設計図書に定める品質及び性能を有する新品とする。ただし、仮設に使用する機材は、新品でなくてもよい。 （ｃ）　使用する機材が、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料を、監督員に提出する。ただし、ＪＩＳマーク、ＪＡＳマーク及び「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」（平成９年厚生省令第１４号）に適合することを示す認証機関のマークのある機材を使用する場合並びにあらかじめ監督員の承諾を受けた場合（次の（１）から（３）のいずれかに該当する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受けたとみなすことができる。）は、資料の提出を省略できる。 （１）　建築基準法その他に基づく認定品で、マーク等の確認ができる機材 （２）　建築材料・設備機材等品質性能評価事業設備機材等評価名簿に記載されている機材又は製造所の製品（特記で標仕及び改修標仕の規定に基づく品質及び性能以外を規定した場合を除く。） （３）　特記により指定された機材または製造者の製品
（３）	１．４．５ [１．４．５] 機材の検査等	（ａ）　現場に搬入した機材は、種別ごとに監督員の検査を受ける。ただし、次の（１）若しくは（２）に該当する場合又はあらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りでない。 （１）　工事完成後査時又は工事写真で、ＪＩＳ、ＪＡＳ及び「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」（平成９年厚生省令第１４号）に適合することを示す認証機関のマークのある機材を使用する場合並びにあらかじめ監督員の承諾を受けた場合（次の（１）から（３）のいずれかに該当する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受けたとみなすことができる。）は、資料の提出を省略できる。 （１）　建築基準法その他の認定品と指定された材料で、工事完成検査時または工事写真で品質、性能を証明するマーク等を確認できる場合
（４）	１．６．１ [１．７．１] 工事検査	（ｂ）　約款に規定する部分払を請求する場合は、当該請求に係る出来形部分等の算出方法について監督員の指示を受けるものとする。 （ｄ）　（ａ）から（ｃ）までの通知又は請求に基づく検査並びに約款第４８条及び第５０条に規定する検査は、発注者から通知された検査日に検査を受ける。

Ⅱ．特記仕様

凡　例
（１）章と項目は番号に ○ のついたものを適用する。特記事項は ・ に ○ のついたものを適用する。
（２）特記事項で、 ⊙ 印のない場合は、 ※　印を適用する。 ⊙ 印と ※ 印のある場合は ⊙ 印のみ適用する。
　⊙ 印と ◎ 印のある場合は両方適用する。
（３）視奏項目のｆａ-ｂ.ｃ.ｄｊは標仕並びに改修標仕の第 a編 b章 c節 d項を表す。

章	項　　目	特　　記　　事　　項	標準仕様書 規格項目	改修仕様書 規格項目
一般事項	①　工事実績情報の登録	請負工事費 500万円以上の場合登録する。	1-1.1.4	1-1.1.4
	2. 概成工期	※ 無　・ 有（工期　平成　年　月　日）	1-1.2.1	1-1.2.1
	3. 内部の工事期間等	着手　平成　年　月　日　～　終了　平成　年　月　日　とする。 ただし、次の作業は内部工事着手前に行える。（着手日、作業箇所は施設及び監督員と協議のうえ決定する。） ※ 工場製作のための現場寸法調査		
	④　主任技術者等の資格	主任技術者 ・ 資格の区分　Ⅰ （イ）　建設業法（昭和２４年法律第１００号）による技術検定（以下「技術検定」という。）のうち、１級の管工事施工管理の検定種目に合格した者 （ロ）　技術士（機械部門（選択科目を「流体工学」、「熱工学」とするものに限る。）、上下水道部門又は衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を「流体工学」、「熱工学」又は上下水道部門若しくは衛生工学部門に係るものとするものに限る。）に合格した者）、あるいは「技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成15年文部科学省令第36号）」による改正前の技術士（機械部門（選択科目を「流体機械」、「暖冷房及び冷凍機械」とするものに限る。）、水道部門又は衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を「流体機械」、「暖冷房及び冷凍機械」又は水道部門若しくは衛生工学部門に係るものとするものに限る。））に合格した者。 ⊙ 資格の区分　Ⅱ （イ）　技術検定のうち、１級又は２級の管工事施工管理の検定種目に合格した者 （ロ）　資格の区分Ⅰの資格を有する者。 監理技術者 １０年以上の実務経験　（ ・ 要　 ・ 不要）		
	5. 電気保安	・ 要（　　）　※ 不要	1-1.3.2	1-1.3.2

一般事項	6. 発生材の処理等	＜表－２＞　「発生材の処理等」による。	1-1.3.9	1-5.1.1
	7. 機材の検査に伴う試験	下記の機材は、標仕あるいは改修標仕 第1編1.4.6(a)(3)を適用する。 （　　）	1-1.4.6	1-1.4.6
	8. 技能士	・ 配管施工　　（建築配管作業） ・ 熱絶縁施工　　（保温、保冷、防湿） ・ 冷凍・空気調和機器施工　（機器据付及び整備） ・ 建築板金施工　　（ﾀﾞｸﾄ製作及び取付）	1-1.5.2	1-1.6.2
	⑨ 見本施工	※ 実施しない ・ 実施する（　　）	1-1.5.4	1-1.6.5
	⑩ 完成図等	下記のものを作成し提出する。なお、作成方法及び部数等は監督員の指示による。 完成図：原図、複写図、ＣＡＤデータ、マイクロフィルム（・ 要　※ 不要） 施工図：複写図、ＣＡＤデータ 保全に関する資料	1-1.7.1	1-1.8.2
	⑪ 施工図等の取扱い	施工図等の著作権に係わる当該建物に限る使用権は、発注者に委譲するものとする。		
	⑫ 工事完成写真	工事完了後整理のうえ監督員に提出する。提出部数　２　部		
	⑬ 工事施工状況写真	工事施工状況写真の撮影は、工事に係る材料、施工及び品質管理の状況が確認できるように行うものとし、「国土交通省大臣官房官庁営繕部監修　営繕工事写真撮影要領（平成２４年版）・同解説　工事写真の撮り方建築設備編」を参考に、撮影計画書を作成して監督員に提出する。ただし、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、撮影計画書の作成を省略できる。 提出部数　２　部		
	⑭ 他工事との取合い	スリーブ、箱入れなど他工事との取合いは＜表 － 3＞「工事区分表」によるものとし、施工に支障をきたさない時期までに必要な大きさ、位置などを関係者と調整する。		
共通工事（配管工事等）	1. 溶接部の非破壊検査	油管、低圧蒸気管、冷却水管、冷温水管 ※ 適用しない　・適用する（・ＲＴ　・ＰＴ　・ＭＴ）	2-2.5.16	2-2.3.16
		高圧蒸気管 ※ 適用しない　・適用する（・ＲＴ　・ＰＴ　・ＭＴ）		
		高温水管 ※ 適用しない　・適用する（・ＲＴ　・ＰＴ　・ＭＴ）		
	② 吊り及び支持	機械室内等配管で振動の伝播を防ぐ必要のある場合の吊金物は下記による。 機械室名 防振吊金物　シングル　※　※　※ ダブル　・　・　・ 施工範囲　・給水管・消火管・ダクト・冷却水管・冷温水管・温水管	2-2.6.3	2-2.4.3
	③ 管の埋設	床下地中埋設配管は、床配筋から吊金物で支持する。（県共通図参照）		
	④ 埋設配管の表示	地中埋設標　（※ 要（ 図示の箇所）　・ 不要）	2-2.7.1	2-2.5.1
		埋設表示テープ　（※ 要　・ 不要）		
	⑤ 埋め戻し土・盛土	※ 掘削土の良質土（ただし、管の周囲は山砂の類とする。）	2-4.2.1	2-7.1.1
	⑥ 耐震措置	・ すべて山砂の類で行う 設備機器の固定は下記に示す事項を除き、すべて「建築設備耐震設計・施工指針（建設省住宅局建築指導課監修 2005年版）による。 重要機器 重要水槽 重要機器・重要水槽については、下表に適合する設計用水平震度から算出したアンカーボルトを選定して固定する。 設計用標準水平震度（＝設計用標準水平震度とする） 設置場所 ／ 耐震安全性の分類（⊙一般の施設（乙種）） ・特定施設（・甲類　・乙類） 重要機器・水槽 ／ 一般機器・水槽 ／ 重要機器・水槽 ／ 一般機器・水槽 上層階・屋上及び塔屋　2.0 (2.0) <2.0>　1.5 (2.0) <1.5>　1.5 (2.0) <1.5>　1.0 (1.5) <1.0> 中　間　階　1.5 (1.5) <1.5>　1.0 (1.5) <1.0>　1.0 (1.5) <1.0>　0.6 (1.0) <0.6> 地下階・１階　1.0 (1.0) <1.5>　0.6 (1.0) <1.0>　0.6 (1.0) <1.0>　0.4 (0.6) <0.6> （注）１．（　）内の数値は防振支持の機器の場合に適用する。 ２．＜　＞内の数値は水槽類に適用する。 ３．上層階の定義は、２～６階建の場合は最上階、７～９階建の場合は上層２階、１０～１２階建の場合は上層３階、１３階建以上の場合は上層４階。 （１）設計用水平地震力・・機器の重量(N)に設計用水平震度を乗じたものとする。 （２）設計用鉛直地震力・・設計用水平地震力の１／２とし、水平地震力と同時に働くものとする。	2-2.5.10	2-2.3.10
	⑦ 制御及び操作盤	下記の機器は標仕の第２編 1.2.2.1項を適用する。 （　　）	2-1.2.2	
	⑧ ｲﾝﾊﾞｰﾀｰ用制御及び操作盤	下記の機器は標仕第2編 1.2.2.2項を適用する。 （　　）	2-1.2.2	
保温	① 監督員事務所	※ 設けない ・ 設ける（仮設事務所の中に監督員用ｽﾍﾟｰｽを　㎡程度確保する。）	2-4.1.1	1-2.3.1
	② 工事用水	構内既存の施設　※ 利用できる（※ 有償 ・ 無償）　⊙ 利用できない	2-4.1.1	1-2.2.2
	③ 工事用電力	構内既存の施設　※ 利用できる（※ 有償 ・ 無償）　⊙ 利用できない		
	④ 仮設建物等	現場事務所、倉庫、下小屋等の仮設建物の位置は、あらかじめ監督員の承諾を受け、すべて受注者の負担とする。	2-4.2.1	2-7.1.1
	⑤ 残土処理	※ 構内指示の場所に敷均し　・ 構内指示の場所に堆積　・ 構外搬出適切処理	2-4.3.1	2-7.2.1
	⑥ 地業工事	砂利地業　砂利種別（※ 再生クラッシャラン　・ 砂利　・ 砕石）	2-4.3.1	2-7.2.1
	⑦ 鉄筋工事	※ 異形鉄筋（※ Ａ種　・ Ｂ種）（※ ＳＤ２９５Ａ　・ ＳＤ３４５）	2-4.4.1	2-7.3.1
	⑧ ｺﾝｸﾘｰﾄ工事	・ 丸鋼　（※ Ａ種　・ Ｂ種） 粗骨材　※ 砂利　・ 砕石　・ 砂利と砕石の混合（　　/Wt以下） 細骨材　※ 洗砂 普通ｺﾝｸﾘｰﾄ　※ レディーミクスコンクリート（※ Ⅰ類　・ Ⅱ類） 設計基準強度（N/mm2）　スランプ１８cm以下 １８　施工箇所（　　） ２１　施工箇所（　　） ２４　施工箇所（　　） ２７　施工箇所（　　） 強度試験　※ 省略する ・ 実施する（　　）	2-4.4.1	2-7.3.1
	⑨ 電動機	機器は標仕第2編1.2.1項を適用する。ただし、下記の機器は製造者の標準仕様としてよい。 （※ 換気扇　※ 圧力扇　・　　）	2-1.2.1	2-1.2.1
	⑩ 容量等の表示	（１）機器類の能力、容量は表示された数値以上とする。 （２）電動機出力、燃料消費量、圧力損失は原則として表示された数値以下とする。 （３）参考図の寸法は概略寸法とする。		
	⑪ 電源周波数	※ 50 Hz　・ 60 Hz		
	12. はつり	既存コンクリート床、壁等の配管貫通の穴あけは原則としてダイヤモンドカッターによる。		
	⑬ 総合調整	⊙ 水量調整（・ 空調設備　⊙ 衛生設備） ⊙ 蒸量調整　⊙ 室内外空気の温湿度測定 ・ 室内気流及び塵埃の測定　・ 騒音測定　◎ 初期運転状態の記録	2-1.3.1	2-1.3.1
保温	① 衛生	標仕第２編３．１．５項によるほか下記による。 （１）屋外露出配管の保温仕様 材料及び施工順序 ／ 保温厚さ（ mm ） ／ 施工範囲 ｶﾞﾗｽﾁｪﾝﾌｫｰﾑ 1. 保温筒　15A ～ 25A　50 mm　⊙ 給水管 2. 粘着ﾃｰﾌﾟ　・ 排水管 3. ｶﾞﾗｽﾁｪﾝﾌｨﾙﾑ　32A ～ 200A　40 mm　・ 消火管 4. ｽﾃﾝﾚｽ鋼板 （２）床下、暗渠内配管の保温仕様（外気の流入する部分） 材料及び施工順序 ／ 保温厚さ（ mm ） ／ 施工範囲 ｶﾞﾗｽﾁｪﾝﾌｫｰﾑ 1. 保温筒　15A ～ 150A　30 mm　・ 給水管 2. 粘着ﾃｰﾌﾟ　・ 消火管 3. ｶﾞﾗｽﾁｪﾝﾌｨﾙﾑ	2-3.1.5	2-3.1.3

保温	② 空調	（３）鋼板製タンクの保温　（ ・ 要　※ 不要） （４）ステンレス鋼板製パネルタンクの保温 （ ・ 要（外装材は ・ アルミニウム板　・ ステンレス鋼板 ）　※ 不要 ） （５）給排水の保温主材はポリスチレンフォームカバーとする。（６５Ａ以上） （６）屋内露出管の保温で合成樹脂製カバー２（ジャケットタイプ）の使用箇所 ・ 図示による　（　　）	2-3.1.4	2-3.1.3
		屋外露出配管の保温仕様 材料及び施工順序 ／ 保温厚さ（ mm ） ／ 施工範囲 ﾛｯｸｳｰﾙ・ｶﾞﾗｽｸｰﾙ 1. 保温筒　15A ～ 25A　50 mm 2. 鉄線 3. ｶﾞﾗｽﾁｪﾝﾌｨﾙﾑ　32A ～ 200A　40 mm　・ 温水管 4. ｽﾃﾝﾚｽ鋼板　・ 冷水管 ・ 冷温水管 ・ 膨張管		
		屋内露出管の保温で合成樹脂製カバー２（ジャケットタイプ）の使用箇所 ・ 図示による　（　　）	2-3.1.5	
		・ 膨張タンクよりボイラー等への補給水の保温は、標準仕様書第２編３．１．４の温水管の項による。 ・ 建物内の空気抜き管の保温は標準仕様書第２編３．１．４の温水管の項による。 ・ 空気調和機及びファンコイルユニットの排水管の保温は標準仕様書第２編３．１．５の排水及び通気管の項による。 ・ 共同溝の保温（　　）		
		下記の施工箇所の保温の仕様は、それぞれの項を適用する。 区　分 ／ 施工箇所（室名） ／ 保温種別 ／ 外　装 ダクト 配管	2-3.1.6	
		・ 断熱材被覆鋼管の保温厚は「機械設備工事監理指針」の表３．１．５による。 ⊙ 保温化粧ケース ⊙ 使用する（※ 塩ビ製　・　　）　・ 使用しない ・ 高圧蒸気管の保温厚は冷温水管による。 ・ 高圧蒸気ヘッダーの保温厚は７５mmとする。	2-3.1.6	
		下記のﾀﾞｸﾄは標仕第２編表２．３．２により保温を行う。 ダクト ／ 施工範囲 ／ 保温厚 外気（ＯＡ）　全て　２５mm 給気（ＳＡ）　全て　標仕第２編表２．３．７ XI（５０mm、２５mm） 排気（ＥＡ）　外壁から１ｍ　２５mm	2-3.1.4	
	③ 消音	標仕第２編表２．３．２による。 区　分 ／ 保温種別 ／ 摘　要 サプライチャンバー　M,（イ）or（ロ）,区　※ する ・ しない 消音チャンバー・消音エルボ　L,（イ）or（ロ）,Ⅶ　※ する ・ しない リタンチャンバー　L,（イ）or（ロ）,Ⅶ　・ する　※ しない 吹出口ボックス　L,（イ）or（ロ）,Ⅶ　・ する　※ しない	2-3.1.4	
塗装・防錆	⑤ 1. 塗装の箇所	標仕第２編３．２．１項によるほか下記による。 ・下記の亜鉛めっきされた金属電線管は塗装を行う。 （ ・ 屋外露出　・　　） ・下記の亜鉛めっきされた配管、ダクトは塗装を行わない。 （ ・ 機械室　・ 電気室　・自家発電機室　・EV機械室　・　　） 亜鉛めっき以外の鉄面には、鉛・クロムフリーさび止め塗料（JIS K 5674）を使用する。	2-3.2.1	2-3.2.1
	② 鋼材工事の防錆	屋内部分 ※ 塗装　・ 溶融亜鉛めっき（２種３５）・電気亜鉛めっきの２級 屋外部分 ※ 溶融亜鉛めっき（ ※ ２種３５　・ ２種５０）・ステンレス（ＳＵＳ３０４）	2-4.6.2	
	⑤ 防食処置	コンクリート内埋設部、貫通部、支持部の金属管にはプラスチックテープ１／２重ね1回巻きを行う。	2-2.7.3	2-2.5.3
衛生器具設備	① 大便器洗浄方式	※ ロータンク方式 ・ ＦＶ(洗浄弁)方式　(※ 押しボタン式　・ ハンドル式)	5-1.1.8	
	② 小便器	水圧の不足する場所は低圧型とする。 節水装置（※ 一体型　・ 分離型）	5-1.1.2	
	③ 水栓	水抜栓を使用する場合の水栓は（※ 吸気こま　・ 固定こま ）とする。 水栓の接続には、器具接続用真鍮金属接触防止継手（水栓接続側青銅製）を使用する。		
	④ 自動水栓	電源供給（※ ＡＣ１００Ｖ　・ 乾電池　・ 自己発電） 手動スイッチ（※ なし　・ あり）	5-1.1.7	
給水設備	① 給水方式	⊙ 水道直結方式　・ 高置タンク方式　・ 加圧給水方式　・ 増圧直結方式	5-1.4.1	
	2. タンク	（１）受水タンク　材質は下記による。 ・ ＦＲＰ製（・ パネル形　・ 一体形）（※ 複合板　・ 単板） ・ 鋼板製　（・ パネル形　・ 一体形） ・ ステンレス鋼板製パネル（・ ボルト組立形 ・ 溶接組立形）保温（・ あり ・ なし） 形状及び寸法　（・ 標準図による ・ 図示による） タンクに給水栓用配管の接続口　（・ 設ける　※ 設けない） タンクに緊急遮断弁　（・ 設ける　※ 設けない） 水位センサ　（※ 電極棒　・ 電極帯） （２）高置タンク　材質は下記による。 ・ ＦＲＰ製（・ パネル形　・ 一体形）（※ 複合板　・ 単板） ・ 鋼板製　（・ パネル形　・ 一体形） ・ ステンレス鋼板製パネル（・ ボルト組立形 ・ 溶接組立形）保温（・ あり ・ なし） 形状及び寸法　（・ 標準図による ・ 図示による） 水位センサ（※ 電極棒　・ 電極帯）	5-1.4.1 2-2.2.22	
	⑦ 量水器	親メーター　（※ 貸与　・ 買取 ） 子メーター　（ ・ 貸与　※ 買取 ）　・パルス発信式（※ なし　・ あり ）	2-2.2.16	
	⑧ 量水器桝	※ 標準図による。　・ 水道事業者の仕様による。	5-1.8.4	
	⑨ 弁	水道直結部分は水道事業者の規定による他、下記による。 ＪＩＳ又はＪＶ　（※ 0.98MPa　・　　）管端防食コアを備えた弁 その他の部分はJIS又はJV（※ 0.49MPa　・ 0.98MPa）　管端防食コアを備えた弁	2-2.2.1	2-2.1.1
	⑥ 弁桝	※ 標準図による。　・ 水道事業者の仕様による。		
	⑦ 配管材料	＜表 － 1＞「使用配管材料一覧表」のとおり。		
	⑧ 飲料水の水質の測定	※ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第4条による水質検査（１５項目＋残留塩素）の成績表を提出する。 ・ 水道法施行規則第１０条による水質検査（５０項目＋残留塩素）の成績表を提出する。 ・ 省略する。	2-1.3.2	2-1.3.2
排水設備	① 排水方式	建物内汚水と雑排水（ ※ 分流　⊙ 合流 ） 建物外放流先　汚水　⊙ 直放流下水道　・ 浄化槽　・ 既存し尿浄化槽 雑排水　⊙ 直放流下水道　・ 浄化槽　・ 排水管　・ 側溝		
	② 配管材料	＜表 － 1＞「使用配管材料一覧表」のとおり。		
	③ 衛生器具等の排水管	洗面器及び手洗器に直結する排水管寸法は器具トラップより１サイズアップとする。 既製流し台などの床上露出部の配管は硬質塩化ビニル管（ＶＰ）とする。洗面ユニットのトラップと排水管は専用アダプタを使用して接続する。排水管の接続は下記による。 （１）大便器　※ 塩ビ製フレキシブル継手　・ 鉛管 （２）小便器　※ ＶＰ　・ 鉛管 （３）洗面、手洗器　※ ＶＰ　・ 鉛管		
	4. 塩ビ立管の通気金物	エルボ逃しに通気金物を下方から取付けてはならない。		
	⑤ ｲﾝﾊﾞｰﾄ桝、ため桝	※ 小口径塩ビ桝　・ 標準図による。　・ 下水道事業者指定品	5-1.8.5 5-1.8.6	
	6. 満水試験継手	・ 図示の箇所に取付ける。※ 排水管が3階以上にわたる場合は各階ごとに取付ける。	2-2.4.8	2-2.2.8
	⑦ 試験	◎ 通水試験　※ 満水試験	2-2.9.4	2-2.7.4
給湯設備	① 配管材料	＜表 － 1＞「使用配管材料一覧表」のとおり。	3-1.1.9	3-2.1.4
	2. 煙突煙道等	給湯ボイラー　煙突（ ・ 本工事　※ 別途工事 ）煙道（ ・ 本工事　※ 別途工事 ） 鋼板の厚さ　（ ※ 3．2mm ・　　mm ） ガス湯沸器　排気筒（※ 本工事　・ 別途工事 ） 材質、厚さ（ ※ ＳＵＳ３０４、０．３mm以上　・ 図示による ） 頂部の形状（ ※ ステンレス製防鳥網付排気トップ　・ 図示による ）	5-1.3.8	
消火設備	1. 消防設備等の種類	・屋内消火栓設備　（※易操作性１号　・１号　・広範囲形２号　・２号） ・スプリンクラー設備　・二酸化炭素消火設備　・泡消火設備 ・粉末消火設備　・屋外消火栓設備　・連結送水管 ・連結散水設備　・フード等用簡易自動消火設備 ＜表 － 1＞「使用配管材料一覧表」のとおり。		
	2. 配管材料			

ガス設備	① 種別	⊙ 都市ガス　（発熱量　43.12　MJ/m3） ・ 液化石油ガス　（発熱量　MJ/kg）		
	② 配管材料	＜表 － 1＞「使用配管材料一覧表」のとおり。		
	③ 土中埋設管の電気防食	※ 行わない　・ 行う		
	4. 集合装置	転倒防止用鎖　※ 本工事　・ 別途工事 ガスボンベ　※ 別途　（※ 50kg　・　　kg）		
	⑤ ｶﾞｽﾒｰﾀｰ	※ 貸与品　・ 買取　※ マイコンメータ　ガス漏警報器と連動（・ あり ・ なし） 計量方式（・ 実測式 ・ パルス式）	6-2.2.1	
	6. ｶﾞｽ漏警報連動遮断装置	※ あり　・ なし	6-2.1.3 6-2.1.5	
	7. ｶﾞｽ漏警報機	・ 取付ける　（ ※ 本工事　・ 別途工事 ）　外部端子（・ あり ・ なし） ・ 取付けない	6-2.1.3	
厨房機器設備	1. 機器の寸法	図示の寸法は参考とする。		
	2. 機器の固定等	下記の機器はステンレス鋼板の厚さを1.2mm以上とする。 （　　） 下記の機器はステンレス鋼板の厚さを1.2mm以上とする。 （ ・ 流しの槽及び水切り ・ 作業台の甲板　・　　） ・ 流しの下部に設けるもの　（※ なし ・すのこ ・戸棚） ・ 作業台の下部に設けるもの（※ なし ・すのこ ・戸棚） 製造者の標準形とする。	5-1.6.1 5-1.6.5 5-1.6.6 5-1.6.5 5-1.6.5	
	3. 制御・操作盤			
浄化槽（小規模合併処理）	1. 処理対象人員	・　　人 JIS A 3302-2000類似用途別番号（　）建築用途（　）		
	2. 処理水量	・　　m3/日		
	3. 放流水水質	BOD濃度　ppm以下　BOD除去率　%以上　8-1.1.1 COD濃度　ppm以下　T-N濃度　ppm以下	8-1.1.1	
	4. 処理種別	・ 嫌気ろ床接触ばっ気方式　・ 分離接触ばっ気方式　8-1.1.1 ・ 脱窒ろ床接触ばっ気方式　・ その他（　　）		
	5. 型式	※ ユニット型（国土交通大臣型式適合認定品）　・その他（　　）　8-1.1.1		
	6. 施工範囲	ユニット型の底板及び土スラブ工事は（ ※ 本工事　・ 別途工事 ） 送風機室（ ※ 本工事　・ 別途工事 ）防護機（ ※ 本工事　・ 別途工事 ） 土留工事（ ※ 本工事　・ 別途工事 ）杭工事（ ※ 本工事　・ 別途工事 ） 水替工事（ ※ 本工事　・ 別途工事 ）制御盤（ ※ 本工事　・ 別途工事 ） 一括故障表示用無電圧接点及び端子（※ 設ける　・ 設けない）		
	7. 消泡装置	・ ノズル式　・ 消泡剤式		
	8. 管理備品	掻き揚げ用具、ビニールホース、デッキブラシ、ゴム手袋を備える。		
空気調和設備	① 空気調和方式	・ 空気調和　・ ダクト併用方式 ・ ファンコイルユニット ＋ ダクト併用方式 ・ 輻射方式 ＋ ダクト併用方式 ・		
	⊙ 冷暖房設備	・ ファンコイルユニット ＋ 全熱交換器 ⊙ ヒートポンプエアコン（EHP）＋ 全熱交換器 ・ ガスエンジンヒートポンプエアコン（GHP）＋全熱交換器		
	・ 暖房設備	・ ファンコンベクター方式　・ FF温風暖房方式（・ガス・灯油） ・ 温水床暖房方式　・ 電気床暖房方式		
	⊙ 冷媒の種類	※HFC-R32　※ HFC-R410A　・ HFC-R407C		
	② 設計温湿度条件	区分 ／ 外気（乾球温度 相対湿度） ／ 室内 一般系統（乾球温度 相対湿度） ／ 室内 系統（乾球温度 相対湿度） ／ 室内 系統（乾球温度 相対湿度） 夏　期　34.2℃ 54.4%　28.0℃ %　℃ %　℃ % 冬　期　-1.1℃ 63.4%　19.0℃ %　℃ %　℃ %		
	3. 煙道等	煙道　※ 本工事　・ 別途工事	3-1.1.9	
		鋼板厚　※ 3.2mm　・ 4.5mm		
		ばい煙濃度計	3-1.1.10	
		※ 設ける（位置は図示による。） 電源はバーナー電源（2次側）から取り出すものとし、 配管配線は（※ 本工事　・ 別途工事）とする。	3-1.1.10	
		ばいじん量測定口	3-1.1.9	
		※ 設ける（80φ、煙道直線部。） ・ 設けない		
		煙突　・ 本工事　※ 別途工事		
	4. 放熱器付属品	温水用には温水用放熱器弁及びレタンコックを取付ける。コンベクター及びベースボードヒーター用の弁及びトラップは（※ 内臓　・ 露出）とする。	3-1.10.8	
	⑤ ﾀﾞｸﾄ	区分　※ 低圧ダクト　・ 高圧１ダクト　・ 高圧２ダクト	3-2.2.1	
		工法　※ コーナーボルト工法（長辺の長さ1,500mm以下） ・ 共板フランジ工法　・ スライドオンフランジ工法 ・ アングルフランジ工法（長辺の長さ1,500mm超）	3-2.2.3 3-2.2.2	
	⑥ 吹出口及び吸込口	※ アルミニウム製　・ 鋼板製	3-1.15.1 ～4	
	7. 風量測定口	取付位置は下記による。 ・ 図示の位置　・ 外気取入れダクト ・ 送風機吐出ダクト又は吸込ダクト　・ 空調機出口チャンバーの分岐ダクト	3-2.2.7	
	⑧ 風量調節ﾀﾞﾝﾊﾟｰ	下記の使用区分のダンパーは耐塩性様とする。 使用区分（ ※ OAダクト　・ SAダクト　・ RAダクト　・　　） 耐塩仕様　ダンパー軸（ステンレス棒鋼）　軸受（テフロン製）	3-1.15.6	
	9. 防煙ﾀﾞﾝﾊﾟｰ	自動閉鎖機構はソレノイド（瞬時通電式）又は電動式とし、自動復帰機構は電動式とする。 定格入力はDC24V、0.7A以下とする。 煙感知器、連動制御機器及びこれに係る配線類は（・ 本工事　※ 別途工事）とする。	3-1.15.8	
		※ 遠隔復帰式（電気式）　・		
		※ 遠隔復帰式　・ 手動復帰式		
	10. ﾋﾞｽﾄﾝﾀﾞﾝﾊﾟｰ	＜表 － 1＞「使用配管材料一覧表」のとおり。	3-1.15.10	
	① 配管材料	取付け部は下表による。		
	12. 計器類	＜計器類取付け一覧表＞ 機器名 ／ 部位 ／ 計器 温度計 ／ 計器 圧力計 ／ 計器 積算流量計 ／ 備考 冷凍機　冷水管及び冷却水管（出入口側）　※ ※ 冷水管及び冷却水管（出口側）　※　・固定型 ※着脱型 吸収冷温水器　冷温水管及び冷却水管（出入口側）　※ ※ 冷温水管及び冷却水管（出口側）　※　・固定型 ※着脱型 ボイラー　温水管（入口側）　※ 温水発生機　温水管（出入口側）　※ 温水管（入口側）　※　・固定型 ※着脱型 空気調和機　冷温水管（出入口側）　※ ※ 冷温水管（出口又は入口側）　※　・固定型 ※着脱型 熱交換器　冷温水管（出入口側）　※ ※ 冷温水ヘッダ　（往ヘッダー）及び各送り管　※ （ ・ 各送り管　・ 各返り管